

各評定段階基準(案)

2. 顧客保護等

A :

顧客保護等について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢が、経営陣により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

顧客保護等について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢は、経営陣により十分に構築され機能している。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

顧客保護等について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、顧客への説明態勢等または顧客情報管理態勢が不十分なものとなっている。経営陣の顧客保護等への取り組みも不十分であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

顧客保護等について、態勢の不備が認められるなど、顧客への説明態勢等または顧客情報管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

顧客保護等

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評価上の優先度(案)	がバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
顧客保護等	<p>○金融検査マニュアル 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(「コンプライアンス環境」のチェック)</p> <p>(1) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。 ① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。 ② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。 ③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。 また、事件の調査・説明は事件とは独立した部門で行っているか。 なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 ④ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(2) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。) ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p>	◎	内部 管理	<p>顧客保護等の評価に当たっては、当該金融機関が定める具体的な顧客保護の確保、顧客の利便性の向上に係る方針等を踏まえ、実効性のある施策が行われているかに着眼する。なお、評価に当たっては、法令、金融検査マニュアル、監督指針等に基づきその適切性の検証を行い、評価するものとする。</p> <p>・顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず適切な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情等に対処する態勢の状況に着眼する。</p> <p>・顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。</p> <p>・顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が、総花的で抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。</p> <p>・営業店において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対して速やかに報告が行われているかに着眼する。</p>

顧客保護等

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評定上の優先度(案)	がバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
	<p>市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(顧客リスクの管理体制) (1)顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備 [GD、CD]顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。</p> <p>(2)デリバティブ商品の開発 [GD、CD]デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。</p> <p>(3)顧客への販売 [GD、CD]デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。</p> <p>(4)顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認 [GD、CD]デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等(最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。)も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。</p> <p>(5)取引内容の顧客への報告 [GD、CD]販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか(ヘッジ・コストを勘案したものであるか等)を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門(又は事務部門)において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。</p>			<p>・顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず有効な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情の処理にかかる態勢整備の状況に着眼する。</p> <p>・顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。</p> <p>・金融商品の販売に当たって、優越的地位の乱用と誤認されかねない説明を防止するための措置が講じられているかに着眼する。</p> <p>・預金等とリスク商品との誤認防止措置の実効性を確保するために、金融商品の内容や当該金融商品が包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の状況に着眼する。</p>

顧客保護等

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評定上の優先度(案)	がバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
	<p>事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(顧客からの苦情等、顧客保護、顧客管理)</p> <p>(1)顧客からの苦情等 ① 顧客からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む)については、その処理の手続を定めているか。 ② 顧客からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む)は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。 ③ 顧客からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む)の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。 ④ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p> <p>(2)顧客保護 ① 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 ② 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。 ③ 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。</p>			<p>・顧客からの苦情等に対して、その発生原因の分析・検討がなされず有効な発生防止策が講じられないまま、類似の苦情等が発生している場合や不祥事件に発展している場合には、苦情の処理にかかる態勢整備の状況に着眼する。</p> <p>・顧客からの苦情処理に当たっては、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決が図られているか、または、図ろうとする取組みがなされているかに着眼する。</p> <p>・預金等とリスク商品・保険商品との誤認防止措置の実効性を確保するために、金融商品の内容や当該金融商品が包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の状況に着眼する。</p> <p>・デリバティブ等を内包する融資取引については、顧客の知識・経験等から問題がない場合を除き、その商品内容やリスクについて、例示等(最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。)も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。また、顧客自身がリスクを負っている場合には必要に応じて説明を受けた旨の確認を行っているかに着眼する。</p> <p>・貸付条件契約、担保・保証の極度額、第三者保証、経営者の保証等について、顧客から求められれば、事後の紛争等を未然に防止するため、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているかに着眼する。</p> <p>・取引関係の見直し、顧客の要望の謝絶に当たって、顧客の理解と納得を得るために可能な範囲で理由等を適切かつ十分に説明しているかに着眼する。</p>

顧客保護等

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評定上の優先度(案)	がパナソニック上の位置付け	評定における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
	<p>④ 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。</p> <p>⑤ さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <p>(3)顧客管理 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。</p> <p>③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているか検証する。</p>			<p>・顧客情報の管理態勢の検証に当たっては、例えば、以下の点に着眼する。</p> <p>①顧客情報の不適切な取得・利用、漏えい等の防止に適切に対処するため、マニュアルの整備や安全管理措置を講じるなど、情報の管理体制を整備しているか。また、業務の委託先に対して適切な情報管理を確保するための監督(業務委託先の適切な選定を含む)を行っているか。</p> <p>②顧客情報の管理方法等に関し、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>③顧客情報の漏えい等の事故が発生した場合に適切で迅速な対応が可能な体制を整備しているか。(併せて、情報漏えい等の事故に際して、速やかな監督当局への報告、事実関係等の公表、本人への通知が履行されているかを確認するとともに、報告・公表、通知洩れがないか事後的に検証する体制を確立しているかを確認する。)</p> <p>さらに、取締役及び監査役は、漏えい等の事故の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>④顧客情報の管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p> <p>⑤個人にかかるセンシティブ情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p> <p>・営業店において、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等を防止するため、預金口座開設時において顧客の本人確認を行い、また、疑わしい取引に関する情報について本部の統括部門に対して速やかに報告が行われているかに着眼する。</p>

顧客保護等

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評価上の優先度(案)	がバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
	<p>システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(インターネットを利用した取引の管理体制、顧客等のデータ保護)</p> <p>(1)インターネットを利用した取引の管理体制</p> <p>① 顧客からの苦情・相談等を受け付ける体制を構築しているか。</p> <p>② システムのダウンまたは不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。</p> <p>③ リンク等によって生じるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。</p> <p>④ 自らの財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページにおいて開示しているか。</p> <p>⑤ マネー・ローンダリング防止等の観点から本人確認を行っているか。</p> <p>⑥ 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改竄、書き換え等を防止する体制を整えているか。</p> <p>⑦ インターネットを利用した取引が非対面であることに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。</p> <p>⑧ 利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。</p> <p>(2)顧客等のデータ保護</p> <p>① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。</p> <p>② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。</p> <p>③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。</p>			<p>・個人情報にかかるデータの管理体制等の検証に当たっては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に沿った管理態勢が整備されているかに着眼する。</p>

顧客保護等

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評価上の優先度(案)	がバナンス上の位置付け	評価における着眼点
項目	顧客保護等のチェック項目			
	○監督指針 ・本人確認、疑わしい取引の届出 ・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能 ・顧客の誤認防止等 ・顧客情報管理 ・預金口座の不正利用防止 ・銀行の事務の外部委託等を参照。 ※現在行われている「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」における議論を踏まえ、偽造カード問題に対する顧客の被害防止に向けた金融機関の取組姿勢にかかる事項についても明記する予定。	◎	内部管理	顧客保護等の評価に当たっては、上記の「金融検査マニュアル」に係る「評価における着眼点」に加え、「監督指針」の左記の項目における「主な着眼点」等も踏まえる必要があることに留意する。
	前回当局検査指摘事項の改善状況等	◎	内部管理	・経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評価を行う。 ・本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

各評価段階基準(案)

3. リスク管理態勢(共通)

A :

リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。すべての主要なリスクは一貫して効果的に特定・把握・管理されており、認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。主要なリスクや問題点は、概ね特定・把握され、管理されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

リスク管理態勢について、経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル			評価上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
I. リスク管理 に対する認識等 1. 取締役の認 識及び取締役 会等の役割	(1)代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、各種リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	◎	経営陣による統制	<p>・リスク管理態勢(共通)の評定にあたっては、金融検査マニュアルのチェック項目の各項目が、金融機関経営を行なう際に、当然に行なわれているべきリスク管理の基本であり、特に、金融機関の取締役自身が認識し、実践していくことが求められているものであることに留意しつつ行う。 具体的には、法令、監督指針、金融検査マニュアル等に基づきその適切性の検証を行い、評定を行う。</p> <p>・リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等について着眼して、評定を行なうものとする。なお、その際には、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で行なう必要があることに留意する。</p> <p>・取締役会が、明確なビジョン・戦略に基づく経営方針や経営計画の策定及び戦略目標やそれを踏まえたリスク管理方針を策定し周知しているか、また、当該金融機関を取り巻く環境の変化等に応じ、随時、協議・見直しを行っているかに着眼する。</p> <p>・なお、経営方針等の策定経緯や取締役の善管注意義務・忠実義務の履行状況等に着眼する際には、取締役会における議論の内容等を議事録によって確認した上で行う。</p> <p>・取締役が、銀行業務や銀行が負っているリスクに関する知識または専門性を有し、適切なリスク管理の確立・維持に努めているかに着眼する。</p>
	(2) 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。	◎		
	(3) 取締役会議事録等の整備	(3) 取締役会は、 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 ④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 ⑤ 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。	◎		
	(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	◎		
	(5) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知のものとなっているか。	◎		
	(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	◎		
	(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。取締役会において、リスク管理の方針は、定期的(少なくとも毎年1回)、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直しているか。	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル		リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	評定上の重要度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目				
	(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門を分離するなど、相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理のための組織の整備については、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。 ・ 監査役会等の機能発揮については、監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性が確保されているかに着眼する。 ・ なお、委員会等設置会社の形態が採用されている場合には、その組織形態を採用していること自体に着眼するのではなく、実効性の伴う監査態勢が確保されていることが重要であることに留意する。 ・ また、評定に当たっては、委員会等設置会社に移行するに際しての理由・背景等を踏まえ、当該金融機関の企業風土に適ったものとして実効的な監査機能が確保されているかに着眼する。
	(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	◎		
	(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	◎		
	(11) 監査役会等の機能発揮	(11) 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。) ① リスク管理に関する事項を議案とする取締役会には1人以上の監査役が出席しているか。またその場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。 また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 ⑤ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 ⑥ 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	◎		
2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略・方針、リスク管理方針の実行、内部管理体制の確立などの取締役会の指示を実行する責任は、管理者が負っていることに留意する。例えば、取締役の定めた方針を踏まえた実行性のある規程類の整備や組織の整備が図られているかに着眼する。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の重要度(案)	ガバナンス上の位置付け	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
	(2) リスク管理のための規定の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	◎	内部 管理	・リスク管理のための組織の整備や人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模、特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。
	(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	◎		
	(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、リスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。	◎		
	(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。	△		
	(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	△		
	(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策をとっているか。なおこの期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	○		
3.企業風土の醸成	リスク管理重視の企業風土の醸成	代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、長期的なリスクを無視した、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 また、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評価上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評価における着眼点	
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的かつ連結ベースで特定しているか。 特に新規の業務に取り組む場合や新規商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うか否かを判断し実行しているか。	◎	内部 管理	大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。 ※「統合リスク管理」体制とは、内包する種々のリスクと経営体力を比較し、これに基づきリスクを制御するとともに、業務計画や収益計画と関連付けて経営指標として活用しようという取組み、をいう。	
	2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規定の適切性	(1) リスク管理手法や規定の内容は、各金融機関の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、金融機関の日常業務の一部となっているか。			○
		(2) 各業務部門における規定の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規定には、各業務部門毎に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。			○
		(3) 総合的なリスク管理	(3) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。			○
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	リスク管理部門の役職員は、利益相反となる業務(収益部門)に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	◎		・相互牽制体制の構築に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模、特性を踏まえ、実効性が確保されているかに着眼する。	

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優 先 度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
4.情報伝達	(1) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、取締役会等に対し直接、必要に応じ随時報告を行っているか。	◎	経営陣による統制	経営陣に対して行われている報告は、適切かつ包括的なものであり、取締役会や管理者が当該金融機関の保有するリスクの所在や保有量等を確実に認識するものであることが必要。併せて、取締役会等が定めた経営戦略・方針、リスク管理方針が確実に一般の職員に伝達されることが必要。評定に当たっては、このような態勢が整備されているかに着目する。
	(2) 取締役会等に対する報告の内容	(2) リスク管理部門は、取締役会等に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	◎		
	(3) 情報システム等の整備	(3) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	△		
Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	◎	経営陣による統制	<p>・代表取締役及び取締役会は、内部監査部門が自らの極めて重要な代理人であることを認識することが重要であり、取締役会は、内部監査部門から行なわれる報告が、金融機関の全ての業務について独立の立場からチェックが行なわれたもの、との観点から利用することが必要である。評定に当たっては、金融機関の経営陣がこのような認識を持ったうえで、実効性のある内部監査態勢を構築しているかに着目する。</p> <p>・体制・人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模、特性を踏まえ、実効性が確保されているかに、着目すること。内部監査専任取締役や内部監査部門に各業務に精通した人材の確保・配置が図られていない場合に、経営陣としてどのような問題認識を持ち、どのような対策を講じているかに着目する。</p> <p>・システムリスク等に対する内部監査において、第三者への内部監査の外部委託が行われている場合においても当該金融機関の適切な管理の下で内部監査が実施されているかに着目する。</p>
	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2) ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 ④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。	◎		
	(3) 内部監査部門の管理	(3) ① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優 先 度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
2. 内部監査の 独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1) ① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	◎	内部 管理	<p>・内部監査部門の独立性に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模、特性を踏まえ、実効性が確保されているかに、着眼する。他の業務との兼職等が認められる場合には、兼職となっている要因・背景を踏まえ、内部監査の実効性の確保が阻害されるものとなっていないか留意する。</p> <p>・内部監査において、金融機関の全ての業務に対する監査権限、全ての資料の入手権限、全ての役職員への質問権限等を有していない(又は、実質的に有していない)と認められる場合には、その要因・背景等に着眼する。</p> <p>・内部監査部門が、不祥事件や苦情等の内部管理における重要な情報を適宜把握していない場合についても、その要因・背景等に着眼する。</p>
	(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2) ① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を金融機関の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は、金融機関の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	○		
	(3) 情報等の入手体制の整備	(3) ① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。 ③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	○		
3. 内部監査の 従事者の専門 性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的にご利用していることが望ましい。	◎		<p>・内部監査部門の従事者が、必ずしも専門性を有していないと認められる場合に、それを補完する方策が講じられているかに着眼する。</p>

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評価上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
4. 内部監査規 程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 内部監査部門の組織上の独立性 ハ. 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ニ. 内部監査部門の情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ヘ. 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。 ③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。	○		
5. 内部監査計 画	内部監査計画	① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 ③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。	△		<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査計画の立案に当たっては、各部門、各支店の過去の内部監査結果等を踏まえ、被監査部門等が抱えるリスクの種類、程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効的なものとなっているかに着眼し、計画に沿った内部監査が実施されているかについても併せて着眼する。 ・内部監査の内容が、内部管理態勢等の適切性、有効性の検証ではなく、単なる事務処理に係る不備指摘が中心の事務検査のレベルに留まっているような場合には、その要因・背景に着眼する。
6. 内部監査の 実施	内部監査の実施	① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。 ② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。 ③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。 ④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。	◎		
7. 内部監査結 果の報告及び 問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告	(1) ① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> ・自店検査の結果や本店担当部署による事務指導の内容が内部監査部門に報告され、また、内部監査の結果が各部門及び営業店に還元される体制が確立されているかに着眼する。 ・被監査部門等は、内部監査により指摘を受けた問題点について、遅滞なく改善が行なわれ、内部監査部門においては、問題点の改善状況について適切にフォローアップを行なっているかに着眼する。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優 先 度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
	(2) 問題点の是正	(2) ① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	◎		・問題点に対する改善が図られていない場合、被監査部門等の懈怠によるものか、内部監査の指摘自体に問題が内包されているのか等、その要因・背景を把握し、評定を行う。
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	(1) ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 ② 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。)。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	◎	外部 監 査	・外部監査により指摘を受けた問題点について、被監査部門において遅滞なく改善が行なわれ、内部監査部門は、問題点に対する改善状況について適切にフォローアップを行なっているかに着眼する。 ・財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の制度上義務付けられていない外部監査が行われている場合、外部監査の実施の有無のみに着眼することなく、自らの内部管理態勢の確立に有効に活用されているかに着眼する。また、外部監査により認められた問題点に対して、是正が図られていない場合には、その要因・背景等を把握し評定を行う。
	(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	◎		
	(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	◎		

【関連項目】

(信用リスク管理態勢)

II. 適切なリスク管理態勢の確立 3. 与信管理	(2)与信監査部門の整備	(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の適切性についても検証しているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあっては、与信監査部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあっては、与信監査部門は専担の体制となることが望ましい。	◎		・与信監査において、信用格付の正確性等の検証だけでなく、不健全な融資の有無や適切な与信管理の確保に係る検証がおこなわれているか、についても着眼する。 ・与信の集中が認められる場合には、与信監査部門の検証状況について確認し、牽制機能の発揮状況に着眼する。
------------------------------	--------------	--	---	--	---

(事務リスク管理態勢)

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

リスク管理態勢(共通)

【優 先 度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の 重要度 (案)	ガバナンス上 の位置付け	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
II. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	内部監査の手法及び内容	① 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、事務部門等が作成した各業務部門等の本部部門及び営業店等による自店検査等の実施基準、実施要領について確認しているか。 ② 内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。 また、各業務部門管理者及び営業店長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。	◎		
2. 問題点の是正	取締役会及び管理者への問題点の報告	取締役会に対して、内部監査結果、その他必要な事項を定期的(必要に応じ随時)に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。 また、代表取締役に対し、事務ミスの頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。	◎		

(システムリスク管理態勢)

III. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	(1)内部監査部門の体制整備	(1)① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。 ② 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことができる体制となっているか。	◎		
	(2)内部監査部門の監査の手法及び内容	(2)① 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 ② システム部門及び独自にシステムを構築している部門におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。 ③ 営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器(端末機・ATM等)の使用に対する手続きは、システムリスクの観点からのチェックをしているか。 ④ 内部監査を行うに当たっては、監査証跡(処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録)の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。	◎		
2. 外部監査	外部監査の活用	国際統一基準適用金融機関にあっては、システムリスクについて、定期的に会計監査人等による外部監査を受けているか。(国内基準適用金融機関にあっては受けていることが望ましい。)	◎		

前回当局検査指摘事項の改善状況等	◎	内部管理	<p>・経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取組むことが重要。彌縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し評定を行う。</p> <p>・本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。</p>
------------------	---	------	--

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

各評定段階基準(案)

7. 市場関連リスク管理態勢

A :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

市場関連リスク管理態勢について、経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
I. リスク管理に対する認識等	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関の類型（GD、CD、EU）により必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、自行の類型を明確に定めているか。	○	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な市場関連リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。 ● 経営陣が収益目標等に見合った適切な市場関連リスク管理体制を整備しているかどうかを判断するにあたっては、金融機関が行っている市場取引の種類、規模、複雑さ等も踏まえた上で評定を行う。 また相互牽制体制が不十分であったことを原因として過去に巨額損失事例がおこっていることに鑑み、相互牽制体制の確立に経営陣がどの程度関与しているかということも踏まえて評定を行う。 ● ポジション枠等の適切性の検証にあたっては、過度に金融機関の経営判断にかかる部分に立ち入らないように留意する。 ● リスク管理のための規定の整備等は、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかどうかということも踏まえて評定を行う。 ● 事故防止のための人事管理については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかどうかということも踏まえて評定を行う。
1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	◎		
	(3) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	(3) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、金融機関の経営や財務内容に重大な影響もたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を挙げることを目標とするのか等について、金融機関におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。	◎		
	(4) ポジション枠等の適切な設定	(4) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。 また、取締役会等において、定期的に（最低限各期に1回）、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。 なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に金融機関全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。	◎		
2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 市場リスク管理のための規定は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス等）、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	◎	内部管理	
	(2) ポジション枠等の適切な管理	(2) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。	◎		
	(3) 事故防止のための人事管理	(3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。なお、この期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。			
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	統合的なリスク管理体制の確立	市場関連リスク管理に当たっては、特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方がカバーされる体制をとっているか。 また、将来的には特定取引部門のみならず、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。 なお、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制となっていない場合は、非特定取引部門の市場関連リスク管理体制については、当面、後段2. (1)「市場リスクの管理」に特段の定めがない限りにおいては、後段2. (2)「ALM管理」によっているか。	○	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評定上勘案する必要があることに留意する。 ※「統合リスク管理」体制とは、内包する種々のリスクと経営体力を比較し、これに基づきリスクを制御するとともに、業務計画や収益計画と関連付けて経営指標として活用しようという取組み、をいう。 ● 顧客リスクの管理体制については、「顧客保護等」における項目とする。
2. 管理業務 (1)市場リスクの管理 ①顧客リスクの管理体制	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	(1) [GD、CD] 顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。	△		
	(2) デリバティブ商品の開発	(2) [GD、CD] デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。	△	経営陣 による 統制	
	(3) 顧客への販売	(3) [GD、CD] デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。	△	内部 管理	
	(4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(4) [GD、CD] デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	△		
	(5) 取引内容の顧客への報告	(5) [GD、CD] 販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。			

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点	
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
		<p>時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。</p> <p>時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。</p>	△	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク管理部門が損益の検証を行う際に、損益の検証方法の合理性、網羅性、一貫性にも留意する。 	
②業績の管理	損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック	<p>決算操作等のために、デリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っていないか。また、リスク管理部門において、収益部門が過大な収益を挙げている場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規定の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないか否かについて確認しているか。</p> <p>リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量との関係で査閲することも行っているか。</p>	○			
③時価評価	(1) 規定の整備	<p>(1) 会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続き等をとっているか。</p> <p>① 時価を算定する部署の管理者の権限と義務</p> <p>② 規定の遵守義務及び変更手続</p> <p>③ 時価の算定方法に係る基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定 ・ 時価の算定方法（時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定） ・ 時価の算定に関するルールの遵守に係る内部監査の実行 ・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法 	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● ①時価評価は、金融機関の規模・特性を踏まえ、恣意性を排除し透明性を確保する観点から実効性のあるものとなっているかという点を踏まえて評定を行う。 ● ②上場取引とOTC取引の時価の算定方法の違いが明記されているかどうか、留意する。 	
	(2) 特定取引及び非特定取引実施部署と時価算定部署の分離	(2) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引及び非特定取引を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。	○			内部管理
	(3) 時価算定の客観性の確保	<p>(3) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</p> <p>① 規定等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</p> <p>② 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引勘定及び非特定取引勘定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する</p>				

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		<p>組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）の承認を受けているか。</p> <p>また、当該要領等の運用状況についても定期的に上記組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。</p> <p>③ 「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。</p> <p>④ 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> ● 時価算定にかかるリスク管理部門や内部監査部門等のチェック内容の検証については、特に市場流動性の低い商品の時価算定の適切性に留意する。 ● 時価・リスク要素の把握は、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性のあるものとなっているかという点に留意する。 ● 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を行う際には、いわゆる「統合リスク管理」の観点を織り込んだリスク管理体制であることが望ましいが、「統合リスク管理」体制の採用自体に着眼するのではなく、実効性の伴うリスク管理態勢を構築していることが重要であることに留意する。
④時価・リスク量の把握	(1) 正確な時価の把握	(1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価（モデル等により算出する時価を含む）を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。	◎	内部 管理	
	(2) リスク要素の把握・計測	(2) 例えば、金利であれば、金利全体の上昇（下降）のみならず、イールドカーブの形状の変化、商品間・市場間のスプレッドの変化によるリスクを把握しているか。 〔GD、CD〕 オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。	◎		
	(3) 統一的な指標によるリスク量の計測	(3) リスク量を、各部門に共通した統一的な指標で定量的に把握しているか。統一的な指標は、全ての必要なリスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的指標で十分な把握・計測を行っていないリスクが存在している場合には、これを計測する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。 〔GD〕 リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。 〔CD、EU〕 統計的手法を用いたVaR法等を採用して行っていることが望ましいが、そうでない場合には、例えばBPV法等による簡易な計測方法により行っているか。	○		
	(4) モデルの妥当性の検証体制及びモデルの管理体制の確立	(4) プライシングモデルやリスク量の計測に用いられているモデルについては、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を検証しているか。仮に、各モデルに不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。 また、各モデルの内容を、容易に改変することができないような体制・	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		規定を整備し、定められた規定等に従って適切にモデルの管理を行っているか。 なお、各モデルについては、定期的（年1回程度）に見直しすることが望ましい。		内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク計測機能の有効性が低い場合には、その原因を分析し、改善に取り組んでいるかという点にも留意する。
	(5) リスク計測機能の有効性の検証	(5) リスク管理部門や内部監査部門等において、金利や為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測するとともに、計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証しているか。	○		
	(6) ストレス・テストの適切な実施	(6) VaR法は、あくまで平常の市場環境の下で最大のリスク量を計測するものである。したがって、VaR法に加え、ストレス・テストを定期的に行っているか。また、BPV法を基本としたセンシティブリティ分析を主としている場合は、最悪のシナリオによる分析を定期的に行っているか。 なお、ストレス・テストの内容については、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。 [GD、CD] 市場の状況の変化や保有しているポジションの大きさ、ポートフォリオの内容等に比例して、なるべく頻繁に（例えば四半期に1回程度）ストレス・テストを行っているか。 [EU] ポートフォリオの内容等に応じ、できる限り（例えば、年1回程度）行っていることが望ましい。	○		
	(7) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度	(7) [GD、CD] 特定取引勘定の主要な商品については、少なくとも日次ベースでポジションの把握、時価評価、リスク量の計測を行っているか。なお、非特定取引勘定も含めて極力頻繁に（月1回以上）、また、主要拠点の連結ベースで行っていることが望ましい。 [EU] 頻繁な時価評価、リスク量の計測は必要ないが、ALMの観点から非特定取引勘定も含め最低限月1回は行っていることが望ましい。	◎		
⑤ポジション 枠、リスク ・リミット 及び損失限 度の管理	(1) ポジション枠等の管理規定の明確化	(1) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）を明確に定めているか。 また、当該規定においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超えてポジションを維持することができない規定となっているか。	◎	内 部	<ul style="list-style-type: none"> ● ポジション枠、リスク・リミット、損失限度の運用状況の検証は、市場リスク管理態勢の検証項目の中で、特に重要な項目であることから、他の項目よりもウェイトの重い評定を行う必要があることに留意する。
	(2) ポジション等の権限の委譲	(2) 担当役員、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書で行い、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定されたポジション枠等については、定期的（最低限半期に1回）に見直しを行っているか。	◎		
	(3) ポジション枠等の管理規程の遵守	(3) ポジション枠等の管理規程の適用は厳正に行っているか。また、規定又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		リスク管理部門等へ速やかに正確な情報を伝達しているか。		管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場流動性リスクは、市場規模と比較して大きなポジションを取っている時や、市場が混乱した時に始めて重要性を持つ項目であるため、金融機関の規模やリスク特性によっては、評定上のウェイトは軽くなる場合があることに留意する。 ● 事務管理については、「事務リスク」における項目とする。
	(4) ポジション等の管理の実行	(4) [GD] リスク管理部門が日中において、必要に応じ主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。なお、ディーラー別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用しているか。 [CD、EU] リスク管理部門が少なくとも日次ベースで主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。	○		
⑥市場流動性リスク	(1) 市場流動性の適切な管理	(1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握（又は報告を受け）しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	◎	経営陣による統制	
	(2) ポジション枠の設定及び見直しの実施	(2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引が出来ないことがある。したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける）、ポジション枠を設定しているか。 また、運用商品、市場環境の変化等により定期的（最低限半期に1回）あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直しているか。	◎		
	(3) 市場流動性リスクを勘案した運用	(3) 商品毎に市場規模・厚み、流動性を勘案した運用を行っているか。	△	内部管理	
	(4) モニタリングの実施	(4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。	△		
	(5) 報告の実施	(5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規定に基づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。また、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。	◎	経営陣による統制	
⑦事務管理	(1) 規定に従った事務処理	(1) 為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規定・マニュアルに沿った取扱いを行っているか。例えば、 ① 事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。（例えばシステム入力の最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等） ② 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。 ③ 確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。 ④ 処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケッ			

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		トは、適切に管理・記録されているか。 ⑤ 取引担当者以外の者がコンファーマーションを送受しているか。 ⑥ コンファーマーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。 ⑦ ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーマーション等の保存・保管状況は適切か。 なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、規定に定められている保存年限（最低限1年以上）に基づいて保存しているか。	○	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場取引に係る信用リスクの管理については、「信用リスク管理態勢」の項目とする。
	(2) データの突合	(2) 市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社及びカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的（最低限月1回）に行っているか。	○		
⑧市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	(1) [GD、CD] 信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。決済リスクについても把握する体制となっているか。 [EU] 信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式）で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。また、決済リスクについても把握する体制となっているか。	△		
	(2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理	(2) [GD、CD] 取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフ一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。 [EU] 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。	△		
	(3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立	(3) [GD、CD] 少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。 クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミ	△		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		ットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。 〔EU〕取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。			内部 管理
	(4) クレジット・リミットに係る規定の整備及びクレジット・リミットの適切な管理	(4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。 また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。 〔GD、CD〕信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。 なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。	△		
	(5) リスク軽減措置の活用	(5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。	△		
⑨マーケット・リスク規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク管理	内部モデルの確認検査用チェックリストを参照		◎		
(2)ALM管理 ①ALM組織の体制	(1) ALM委員会等の設置	(1) ALM委員会等を、資産・負債を総合管理し、戦略目標等の策定に関わる組織として位置付け設置しているか。	○	● ALM委員会等については、その活用状況・機能発揮の実態に応じた評定を行う必要があることに留意する。	
	(2) ALM委員会等と関連部門との連携	(2) ALM委員会等において、金利・為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等を実施する関連部門での分析・取引内容を検討データとして有効に利用しているか。 また、各関連部門での重要な情報（重要な情報の定義は、規定により明確にされているか。）がALM委員会等へ報告される体制となっているか。	△		
	(3) ALM委員会等への取締役の参加	(3) ALM委員会等には、関連部門の取締役や管理者が毎回出席し（市場環境の大幅な変動時等は代表取締役を含む。）、検討を行っているか。	◎		
	(4) ALMシステムの整備	(4) 金利改定リスク、イールドカーブリスク、ベーシスリスク等の金利リスクの主要な発生源や為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点	
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
②金利リスクの把握	(1) 複数の手法を利用した多面的なリスク管理	(1) オン・オフを統合し、異なる分析手法（ギャップ分析、シミュレーション分析等）を併用するなど、多面的な管理を行っているか。	○	内部 管理		
	(2) 金利リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 金利改定期に従ったマチュリティ・ラダーを定期的に（最低限四半期に1回）に作成し、分析を行っているか。また、多面的な分析手法（例えば、シミュレーション分析や金利感応度分析等）により定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	○			
③為替リスクの把握	(1) 為替リスクの適切な把握	(1) 保有外貨資産（円投外貨資産含む）・負債の為替リスクについて、適切な金融手法を利用するなど、自らの有するリスクに応じた適切な管理を行っているか。	○			
	(2) 為替リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。 なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	○			
④ALMの運用	(1) ポジション枠等の適切な設定及び見直し	(1) 資産・負債の総合管理に関するポジション枠、リスク・リミットの設定は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に沿ったもので、かつ、自己資本や業務純益等を考慮したものとなっているか。また、ポジション枠等は、定期的（最低限半期に1回）あるいは必要に応じ随時見直しているか。	◎	経営陣による 統制		<ul style="list-style-type: none"> ● ポジション枠、リスク・リミットの設定等についてその内容の明確性を検証する必要があるが、経営判断にかかる部分については、過度に立ち入ることのないよう留意する。
	(2) 適切なリスク・コントロールの実行	(2) 金利・為替・価格変動リスク等市場リスクのコントロールは、取締役会が決定したリスク管理の方針に従っているか。	◎			
	(3) ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用	(3) 取締役会における戦略目標やリスク管理方針の策定の際に、ALM委員会等での分析結果を勧告しているか。 また、リスク管理部門において、取締役会が決定したリスク管理方針に沿ってリスク・コントロール等の業務運営が行われているかどうかを検証し、取締役会に報告しているか。なお、方針に沿った業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。	◎			
(3)特定取引関連 （特定取引（トレーディング）勘定設置金融機関のみ検証）	(1) 規定の整備	(1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、上記Ⅱ. 2. (1)③(1)に加え、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続きをとっているか。 ① 府令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定取引目的の定義 ・ 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限 	◎	経	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定取引勘定は、銀行勘定と比較するとリスク量が極めて小さい場合もあることを留意し、評定上、金融機関の規模・特性を踏まえた評価を行う必要があることに留意する。 	

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限 ・ 勤定間の振替の禁止（但し、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く） ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識 <p>② 特定取引を行う部署の管理者の権限と義務</p> <p>③ 規定の遵守義務及び変更手続</p> <p>④ 内部取引を行う場合のルールと管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部取引の定義と対象 ・ 内部取引を行う場合の基本方針 ・ フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認 ・ 内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 <p>⑤ 委託取引を行う場合のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査の実行 	◎	管 陣 に よ る 統 制	
	(2) 組織及び人員の分離	<p>(2) 特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。</p> <p>なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合（例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など）には、必ずしもこの組織区分は求めない。</p>	○	内 部 管 理	
	(3) 帳簿の管理	(3) 特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。	△		
	(4) 特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止	(4) 特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）	△		
	(5) 恣意的な勘定選択の禁止	(5) 本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。	○		
	(6) 内部取引の適正性	(6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する規定）等に沿って適正に行っているか。	△		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
	(7) 時価算定の客観性の確保	(7) 特定取引勘定における時価算定の客観性を確保するため、内部管理の際の留意点として特に以下のものが含まれているか。 (イ) 府令で限定された取引範囲に違反していないか。(取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。) (ロ) 内部取引が時価により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。 (ハ) 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。 (ニ) 意図的な損益調整が行われていないか。	△	内部 管理	
	(8) 情報の開示	(8) ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。 ① 特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等） ② 時価の客観性確保手段等 ③ 特定取引勘定に係る財務情報	△		
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	リスク管理部門は、市場部門、事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、両者に齟齬が無いことを確認し（一体のシステムで運営されている場合には必要ない）、ポジション枠等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には取引のモニターに必要な人員を確保しているか。 リスク管理部門では、期中損益（評価損益を含む）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。 [GD] 市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。 [CD、EU] 市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、企画部の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。 ※ 相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。 ① チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場になっていないか。 ② ベテラン・ディーラーであることから、上司（支店長や担当役員）から個人的にも信頼が厚く、他の行員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。			<ul style="list-style-type: none"> 相互牽制体制の構築については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性あるものとなっている必要があることに留意する。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		<p>③ 市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。</p> <p>④ 全ての情報が迅速、かつ正確にリスク管理部門に伝達されているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ正確に伝達されているか。</p> <p>⑤ 独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。</p> <p>⑥ ディーラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。 録音済のテープは一定期間保管されているか、テープの保管・管理</p> <p>⑦ 市場部門、事務管理部門から分離されたセクション（リスク管理部門等）、又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。）。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。</p> <p>なお、ディーラーの取引状況の録音内容とディーリング・チケット（取引記録）との照合を行う際には、ディーリング・チケットを録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当するディーリング・チケットが全てあるかどうかチェックしているか。</p> <p>⑦ 在宅ディーリングは、営業時間外のリスク回避等のために限定された条件の下で行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規定上も明文化されているか。）。また、アンサー・フォンの設置等により取引記録を録音管理しているか。</p> <p>⑧ ディーラーの取引状況の録音内容は、定期的にディーリング・チケットと照合していることをディーラーに周知徹底しているか。</p>	◎	内部 管理	
4. 情報伝達	(1) リスク管理部門の情報へのアクセス	(1) リスク管理部門は、各市場部門から直接、適切かつ包括的な取引情報等の内部データ及び市場データが入手できる体制となっているか。また、リスク管理部門は、各部門のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行える体制となっているか。	○		<ul style="list-style-type: none"> ● システムリスクに関係する項目としての色彩が強いため、「市場関連リスク」の評定上のウェイトとしては、軽くなることに留意する。
	(2) ディーリング・サポート・システム等の整備	(2) [CD] 携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 [CD] 携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。	○		
	(3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備	(3) 携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータシステムを確保し管理している	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

市場関連リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
 (注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リ ス ク 管 理 態 勢 の チェック項目に係る説明			
		か。			
	(4) バックアップ体制の整備	(4) 実効性あるコンティンジェンシープランを含むバックアップ体制を整備しているか。	△		
	(5) システムの安全性確保	(5) システムの安全性確保について、システムへ権限のない者がアクセスすることを排除するため、入室制限やパスワードによるアクセス制限等の対策を講じているか。	○		
	(6) 情報のリスク管理部門への伝達	(6) 市場部門等は、全ての情報を、迅速、かつ、正確にリスク管理部門に伝達しているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ、正確に伝達されているか。	○		
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

各評定段階基準(案)

8. 流動性リスク管理態勢

A :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての資金繰りに対する影響は小さい。

B :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての資金繰りに重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、金融機関としての資金繰りに対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

流動性リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性、特に資金繰りの逼迫度に応じた経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような資金繰り上の問題の発生が懸念される、または、そのような資金繰り上の問題が発生している状況にある。

流動性リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> 適切な流動性リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。 経営陣の資金繰りリスクに対する理解を検証するために、まず経営陣が金融機関の資金繰りの逼迫度を把握しているかどうかを確認することが重要である。取締役会、経営会議、流動性リスクに関する委員会、ALM委員会等諸会議議事録の内容を確認する。 その上で、経営陣が、資金繰りの逼迫度を踏まえた戦略目標を定めているかどうか、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰りリスク管理態勢を整備しているかどうか等に着眼する。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	◎		
	(3) 資金繰りリスク管理体制の整備	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。 なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。	◎		
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、リミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。 また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	◎		
2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規定の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りに関する規定の中で定められている逼迫度区分の認識基準が現実的なものかどうか、逼迫度区分に応じて定められている管理方法等が適切かつ現実的なものかどうかという点に着眼する。
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資金繰りを適切に管理しているか。	◎		
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自行の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内拠点・海外拠点別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを統合して管理しているか。	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りリスクに関し収集した情報を、現在の逼迫度区分の判定に反映させているかという点も踏まえた上で、評定を行う。
	(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社が資金繰り悪化により破綻した場合においても、当該金融機関に影響を与える可能性が大きいことから、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	◎		
2. 資金繰りリスク管理	(1) 流動性評価の実施及び資産・負債両面からのリスク管理	(1) 資金繰り管理部門は、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能額と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。	◎	内部	<ul style="list-style-type: none"> 貸出金や有価証券等の資産サイドと預金や市場調達等の負債サイドの運用・調達期間のミスマッチ状況等の観点から見た流動性リスクを評価しているかどうかという点に着眼する。ALM委員会の議事録等の内容を確認する。
	(2) 資金繰り管理の適切性	(2)① 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次及び月次の資金繰り見通しを作成しているか（国際統一基準適用金融機関にあっては、これに加え、四半期ベースの資金繰り見通しをも作成しているか。また、国内基準適用金融機関にあっては、四			

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

流動性リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		半期ベースの資金繰り見通しを作成していることが望ましい。) ロ 市場性資金の調達管理 ハ 運用、調達の商品別、期間別構成の管理 ニ 担保繰りの管理 ホ 預金等の期落ち管理 ヘ 契約上の受信及び授信枠の残高管理 ト 支払準備資産の管理 チ キャッシュの管理（ATM等を含む） リ 各国通貨毎の資金繰りの管理 ヌ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理 等	◎	部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰り管理が、資金繰りの逼迫度に照らして適切なものであるかどうか、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰り管理となっているかどうかという点に着眼する。
		② リスク管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。 イ 預貸金計画と実績の管理並びにその分析 ロ 市場性資金の調達枠の管理 ハ 資金ギャップ枠の管理 ニ 契約上の受信及び授信枠の残高管理並びにその分析 ホ 特定先へ依存した調達状況の管理 ヘ 日銀への調達依存管理 等		経 営 陣 に よ る 統 制	<ul style="list-style-type: none"> 市場性資金調達を行っている金融機関においては、①市場性資金調達金額が減少傾向にないか②市場性資金調達期間が短くなっていないか③市場性資金調達先数が減少傾向にあり、特定先に集中していないか、という点をリスク管理部門が把握しているかということ踏まえて評定を行う。
(3) 資金繰りリスクの管理方法の適切性		(3) 資金繰り管理部門は、各業務部門等の報告等を基に、運用予定額（ローン・保証等の実行予定額）、調達可能額（インターバンク・オープン市場における調達可能額、預金受入・解約見込額等）を把握しているか。 また、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては下記の項目について考慮しているか。 ① オフバランス取引（通貨スワップ等含む） ② コミットメントライン ③ 当座貸越契約 ④ 実態に応じた運用期間の把握（例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど） ⑤ 特定先への調達依存状況（集中リスク） ⑥ 日銀への調達依存状況 ⑦ 資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等） なお、マネーポジションの金融機関にあっては、資金ギャップ限度の設定・見直しを随時行っているか。	◎	内 部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な資金繰り管理方法については、資金繰りの逼迫度に照らして適切なものであるかどうか、金融機関の規模・特性に応じた実効性のある資金繰り管理方法となっているかどうかという点に着眼する。
(4) 流動性リスクを考慮した業務運営等		(4) 各業務部門は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。	○		
(5) 支払準備金及び資金調達手段の確保		(5) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）に応じた調達手段を確保しておくとともに、預金の払い戻し等に	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

流動性リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
3. 情報伝達	(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告	対する支払準備資産（手許現金、預け金等）を確保しているか。 (1) 各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、大口の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。 また、資金繰りに大きな見込み違いが生じないよう、営業店等が回金予想額を把握し、資金繰り管理部門に報告しているか。なお、リスク管理部門は随時直接情報を入手出来る権限、システム等を装備していることが望ましい。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務部門から管理部門への報告については、業務部門に対して大口の資金移動等の報告をルール化する等確実に必要な報告がなされる態勢が確立されているかという点に着眼する。 ● 資金繰り情報の経営陣への報告については、資金繰りの逼迫度に応じた内容、頻度で適切に報告されているかどうかに着眼する。
	(2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(2) リスク管理部門は、IIの2の(2)により把握した情報を定期的及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	◎		
	(3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的（週一回）及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	◎		
	(4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの装備	(4) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。	○		
4. 危機管理体制の確立	(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか（上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）。 対応策の内容としては、連絡・報告体制（直接代表取締役に報告される体制等）、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 流動性危機時には、一般的に市場性資金調達が困難な状況に陥っており、資産サイドでは、新規貸出の抑制や貸出金の回収、資産流動化取引の実施、政策保有株式の売却等の対応策がとられ、負債サイドでは大口預金の流出防止等の対応策がとられるが、当該金融機関の資産負債の内容から考えて現実的な対応策が設けられているかという点に着眼する。
	(2) 調達手段の確保	(2) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債など）の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。 また、危機時において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。	◎	内部管理	

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

流動性リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

各評定段階基準(案)

9. オペレーショナル・リスク管理態勢

A :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、顧客に影響を及ぼすシステムダウンや、軽微ではない事務過誤等が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

オペレーショナル・リスク管理態勢について、経営陣によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような重大なシステムダウンや事務過誤等の発生が懸念される、または、そのようなシステムダウンや事務過誤等が発生している状況にある。

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
(事務リスク管理態勢)					
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	取締役のリスク管理の理解と認識	取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な事務リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。
	2. 管理者の認識及び役割	管理者のリスク管理の理解及び認識 管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	○	内部管理	
II. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	内部監査の手法及び内容	① 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、事務部門等が作成した各業務部門等の本部部門及び営業店等による自店検査等の実施基準、実施要領について確認しているか。 ② 内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。 また、各業務部門管理者及び営業店長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。	○	内部監査	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部監査の内容の評定に当たっては、単に事務不備の指摘にとどまらず、事務不備が発生した原因の分析等プロセスチェックを実施しているかどうかという点に着眼する。
	2. 問題点の是正	取締役会及び管理者への問題点の報告 取締役会に対して、内部監査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。 また、代表取締役に対し、事務ミスの頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。	○		
3. 不祥事件等	(1) 不祥事件	(1)① 不祥事件については、監督当局への報告を行い、さらに法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 ② 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。 ③ 不祥事件の調査・解明は、事件とは独立した部門（内部監査部門等）で行っているか。 また不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長及び営業店長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。 ④ 不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を	◎	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 不祥事件については、「法令等遵守態勢」の評定項目において取り扱う。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		図る体制を整備しているか。 (2) 顧客からの苦情等 (2)① 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）については、その処理の手続を定めているか。 ② 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。 ③ 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。 ④ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客からの苦情処理に関する事項については「顧客保護等」の評定項目で取り扱う。 ● 事務部門の組織整備については、金融機関の規模・特性を踏まえた上で、実効性のある組織整備が行われているかという点に着眼する。 ● 金融機関の規模・特性を踏まえた上で、実効性のある内部管理態勢が構築されているかという点に着眼する。 自店検査や内部監査で不備が露見している場合や異例扱いが多発しているような場合には、事務不備等の原因分析等のプロセスチェックを行った上で、適切な改善策がとられ、結果として、事務不備等が減少傾向にあるかという点にも着眼する。 ● 適切な事務リスク管理態勢の確立に向けた営業店
Ⅲ. 事務リスク管理態勢 1. 事務部門の役割	(1) 事務部門の組織整備	(1)① 事務規定等を整備する部署を明確化しているか。 ② 事務指導及び研修を行う部署を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。 ③ 事務部門では、事務処理に係る営業店からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。 ④ 事務部門は、営業推進部門から独立し、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。	○	内部 管理	
	(2) 規定の整備状況	(2)① 事務規定は、網羅的かつ法令等に則ったものとなっているか。 また、規定外の取扱及び規定の解釈に意見の相違があった場合の処理手続を明確化しているか。 ② 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規定を整備しているか。 ③ 事務規定は、特に、現金・現物・重要書類・便宜扱い等の異例扱い等について、明確に定めているか。 ④ 事務規定は、営業店の事務だけではなく、その他各業務部門の事務についても定めているか。 ⑤ 事務規定を、監査結果、不祥事件、苦情・問い合わせ等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。 ⑥ 事務規定を、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。	○		
	(3) 内部管理	(3) 事務部門は、 ① 営業店の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 ② 営業店長が、不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。 ③ 内部監査部門等と連携して営業店の事務水準の向上を図っているか。 ④ 外部委託事務について、その委託した事務の内容等に応じ、事務リスクを適切に管理しているか。	○		
2. 営業店の	(1) 営業店長の役割	(1) 営業店長は、			● 適切な事務リスク管理態勢の確立に向けた営業店

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
役割		① 事務処理について生ずるリスクを常に把握しているか。 ② 適正な事務処理・規定等の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。 ③ 精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。 ④ 自店の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。 ⑤ 特に便宜扱い等の異例扱いについて、厳正に対処しているか。 ⑥ 規定外の取扱を行う場合については、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。	○	内部 管 理	長によるリーダーシップの発揮状況を踏まえた上で評定を行う。 ● 本チェック項目については、「顧客保護等」の評定項目で取り扱う。 ● 顧客管理については、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等」の評定項目で取り扱う。
	(2) 厳正な事務管理	(2)① 事務処理を、厳正に行っているか。 ② 精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。 ③ 現金事故は、発生後直ちに営業店長へ連絡し、かつ事務部門・内部監査部門等必要な部門に報告しているか。 ④ 取引の開始、大口現金取引等に当たっては、当局の定める基準に従い、厳格に本人確認を行っているか。 ⑤ 便宜扱い等異例扱いについては、必ず営業店長又は役席等の承認を受けた後に処理しているか。 ⑥ 規定外の取扱を行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず営業店長の指示に基づき処理をしているか。	○		
	(3) 顧客保護	(3)① 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 ② 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。 ③ 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。 ④ 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 ⑤ さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。	○		
	(4) 顧客管理	(4) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。 ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リ ス ク 管 理 態 勢 の チェック項目に係る説明			
		作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。 なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているか検証する。	○		
	(5) 自店検査の機能発揮	(5) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある自店検査を実施しているか。また、その結果を内部監査部門へ報告しているか。	○		
IV. 事務取扱等	(1) 内部業務 (2) 渉外業務 (3) 預金関係業務 (4) 貸出金関係業務 (5) 証券関係業務 (6) 保険関係業務 (7) その他	【省 略】	△	内部 管理	

(システムリスク管理態勢)

I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) リスクに対する認識等	(1) 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理体制を整備しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切なシステムリスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況については、取締役会等における議論の内容を踏まえた上で評定を行う必要があることに留意する。 システムリスクの管理については、他のリスク管理に比し特に規模やリスク特性、金融機関の目指すビジネスモデル(ネット専業銀行等)、業務の外部委託の形態によって大きく管理体制・管理レベル・手法に差異が生じるものと考えられるが、実効性のある管理態勢が構築されているかという点に留意する。 ● 金融業の情報産業化に伴い、経営戦略とシステム戦略とは不可分の関係となっているが、システム戦略方針の検証に当たり、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないように留意する。 ● 過去のシステムリスク上の問題点を踏まえた上で、適宜セキュリティポリシー等の見直しを行い、より実効性のあるリスク管理方針を確立しているかという点に留意する。
	(2) 金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(2) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	◎		
	(3) リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。	◎		
II. 適切なリスク管理態勢の確立	(1) 管理すべきリスクの所在、種類の特定	(1)① 勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。 ② システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても当該システムのリスクを認識・評価しているか。 ③ ネットワークの拡充（インターネット、電子メール）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。	○	内部管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互牽制体制の構築については、金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性あるものとなっている必要があることに留意する。
	(2) インターネットを利用した取引に係るリスクの認識と評価	(2) インターネットを利用した取引においては、非対面性、トラブル対応、第三者の関与等の問題が特に顕在化する可能性があるなど、インターネットを利用した取引のリスクの所在を理解し、当該リスクを認識・評価しているか。	△		
2. 職責の分離	相互牽制体制の構築	① 国際統一基準適用金融機関にあつては、個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。また、海外拠点においては、下記②によるものとしてもよい。 ② 国内基準適用金融機関にあつては、上記①により分離分担を行っていることが望ましいが、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。 ③ また、上記①、②に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、内部監査部門等により牽制を図っているか。	◎		<ul style="list-style-type: none"> ● システムリスクに対する内部監査については、実質的に内部監査の外部委託が行われている場合があるが、内部監査機能を専門性の観点からの強化をはかるために外部委託をするということを明確にした上で、外部委託先に全てをまかせるのではなく、外部委託先の監査内容について適切な管理を行っているかという点に着眼する。
III. 監査及び問題点の是正	(1) 内部監査部門の体制整備	(1)① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。 ② 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことができる体制となっているか。	○	内部管理	
	(2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	(2)① 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 ② システム部門及び独自にシステムを構築している部門におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。 ③ 営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ATM等）の使用に対する手続きは、システムリスクの観点からのチェックをしているか。	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		④ 内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。			<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣に、システムに精通した人材が確保されていない場合は、専門性を補うために効果的な対策をとっているかという点に留意する。
2. 外部監査	外部監査の活用	国際統一基準適用金融機関にあっては、システムリスクについて、定期的に会計監査人等による外部監査を受けているか。（国内基準適用金融機関にあっては受けていることが望ましい。）	○	外部監査	
IV. 企画・開発体制のあり方 1. 企画・開発体制	(1) 企画・開発体制	(1)① 信頼性が高くかつ効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 ② 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 ③ 中長期の開発計画を策定しているか。 ④ システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）、取締役会に報告しているか。 ⑤ 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 ⑥ 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	◎	経営陣による統制	
	(2) 開発管理	(2)① 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 ② 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	◎		
	(3) 規定・マニュアルの整備	(3)① 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 ② 業務実態に即した見直しを実施しているか。 ③ 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 ④ 開発に当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとすることが望ましい。 ⑤ マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	△		
	(4) テスト等	(4)① テストは適切かつ十分に行われているか。 ② テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 ③ テスト計画を作成しているか。 ④ 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 ⑤ 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。	○		
	(5) 人材の養成	(5)① 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけでなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。 ② デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や	○	内部	

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。		印 管 理	
2. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置づけについて検討していることが望ましい。	△		
V. 体制の整備 1. 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1)① 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 (注)【省略】 ② セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。	◎		
	(2) システム管理体制	(2)① システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 ② システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 ③ それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 ④ 本部・営業店・コンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 ⑤ 社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 ⑥ システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。	△		
	(3) データ管理体制	(3)① データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 ② データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 ③ データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。	◎		
	(4) ネットワーク管理体制	(4)① ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 ② ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 ③ ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。	○		
	(5) インターネットを利用した取引の管理体制	(5)① 顧客からの苦情・相談等を受け付ける体制を構築しているか。 ② システムのダウンまたは不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。 ③ リンク等によって生じるサービス提供主体についての誤認を防止す			

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		するための対策を講じているか。 ④ 自行の財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページにおいて開示しているか。 ⑤ マネー・ローンダリング防止等の観点から本人確認を行っているか。 ⑥ 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改竄、書き換え等を防止する体制を整えているか。 ⑦ インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。 ⑧ 利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。	○	内部管理	
2. システム運用体制	(1) 職務分担の明確化	(1)① データ受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。 ② 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。	△		
	(2) システムオペレーション管理	(2)① 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 ② 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 ③ オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 ④ 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 ⑤ オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 ⑥ 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	○		
	(3) トラブル管理	(3)① トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 ② トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 ③ 経営に重大な影響を与えるような重要なトラブルの場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに取締役会に報告しているか。	○		
	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの			

● 本チェック項目については、「顧客保護等」の評定項目で取り扱う。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		取扱いについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。	○	内部 管 理	
	(5) 不正使用の防止	(5)① 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。 ② 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。 ③ 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	○		
	(6) コンピューターウィルス等	(6) コンピューターウィルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っていると、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 【例示：省略】	△		
VI. 外部委託管理	(1) 外部委託業務に関する計画・実行	(1) システムにかかる外部委託業務の計画・実行に当たっては、外部委託を行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。	○		
	(2) 外部委託業務のリスク管理	(2)① 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。 ② 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。 ③ 委託先と守秘義務契約を締結しているか。 ④ 委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 ⑤ 外部委託した業務及び業者について定期的に評価を行っているか。 なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、第三者機関の評価を受けていることが望ましい。	○		
	(3) 問題点の是正	(3) 認識された問題点については、外部委託先と連携して速やかに是正しているか。	○		
VII. 防犯・防災・バックアップ・不正利用防止	(1) 防犯対策	(1)① 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 ② コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	○		
	(2) コンピューター犯罪・事故等	(2) コンピュータ犯罪およびコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コン	○		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点	
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
		<p>コンピュータの故障等) に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。</p>		内部 管理		
	(3) 防災対策	<p>(3)① 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。 ② 防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担毎に責任者を明確にしているか。 ③ 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 ④ 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。</p>	○			
	(4) バックアップ	<p>(4)① 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 ② バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。 ③ 国際統一基準適用金融機関にあっては、重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。(国内基準適用金融機関にあっては、保有することが望ましい。) ④ バックアップ取得の周期を文書化しているか。</p>	○			
	(5) コンティンジェンシープランの策定	<p>(5)① 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。 ② コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。(上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。) ③ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」(財団法人金融情報システムセンター編)を参照しているか。 ④ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因するものも想定しているか。 ⑤ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、決済システムに及ぼす影響や、顧客に与える被害等を分析しているか。 ⑥ コンティンジェンシープランを使用した訓練を定期的にしているか。</p>	◎	内部 管理		
	システム統合リスク	<p>「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」 I. 経営陣のリスク管理に対する協調した取組み i. 経営統合に係るリスク管理態勢のあり方 ii. システム統合に係るリスク管理態勢のあり方 II. 協調したシステム統合リスク管理態勢のあり方 i. セキュリティ管理体制の整備</p>		内		<ul style="list-style-type: none"> ● システム統合リスク管理の不備は、システムミツク・リスクを惹起させることがあり得ることから、システム統合を控えている金融機関においては、当該項目の評定ウェイトを重くする。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

オペレーショナル・リスク管理態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明			
		ii. 協調した事務リスク管理態勢のあり方 iii. 協調したシステムリスク管理態勢のあり方 iv. 協調した業務運営態勢のあり方 v. 外部委託業務管理態勢のあり方 III. 不測の事態への対応 IV. 監査及び問題点の是正 i. 内部監査 ii. 第三者機関による評価	◎	部 管 理	
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内 部 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目